

# 〇〇地区地域づくり協議会の概要

## 事業と役割

● 地区の町民が全員参加の下、概ね次の事業を実施します。

- ① 自発的な地域コミュニティ活動の企画・実施
- ② 地区の特性に合ったまちづくりを進める上での計画の策定  
(次のなかからできるものを掲載します。)
  - ① 防犯、交通安全、災害等の安全対策
  - ② 自然の保護と環境整備
  - ③ 保健、福祉、スポーツ、レクリエーション、教育、文化の推進
  - ④ 生活基盤の整備
  - ⑤ 世代間の交流
- ③ 地区内に存在する町内会や各団体の連携・調整及び情報交換の場の提供
- ④ 地区内の話題提供とお知らせ情報発信のための情報紙の発行
- ⑤ 拠点施設として使用する公共的施設の管理・運営
- ⑥ 地区内に存在する町内会や各団体への事業に対する助成金等の調整
- ⑦ 地域リーダーの育成や教育等の研修実施
- ⑧ 地区と行政の相互協力



● 町内会で対応できない課題の解決や町内会を超えた連携が必要な事業など、町内会と異なる広域的な役割を担います。

- ① どれぐらいの規模でつくられるか？
  - ◎ 基本的に小学校地区単位
  - ◎ 同学区内の隣接する3町内会以上かつ人口2千人以上で組織可能。
- ② 活動費は？
  - ① 事務的経費…協議会の運営に必要な事務及び活動のための経費。
  - ② 活動経費…協議会の事業計画に記載された次の事業に係る経費。
    - ◎ 親睦事業 ◎ 生活基盤又は環境整備事業 ◎ その他の地域づくりに資する事業

## 助成金制度

- 地区計画に搭載された親睦事業や生活基盤・環境の整備に助成があります。
- 地区町民の協力による事務局員に対する謝礼と会議等の事務的経費への助成があります。

# おいらせ町地域づくり連絡協議会の概要(サポート機関)

## 役割

- 地域づくり協議会の横の連携が円滑に進むよう調整・交流等を行います。
- 地域づくり協議会と行政との連携・調整が進むよう配慮します。



● 編集・発行  
 おいらせ町 まちづくり防災課  
 〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2  
 TEL:0178-56-2111(代表) / FAX:0178-56-4364  
 おいらせ町ホームページアドレス  
<http://www.town.oirase.aomori.jp>  
 2019年4月発行

行政 議会 町内会

みんなで作ろう おいらせ町

暮らしやすい

みんなが情報を共有し、みんなの合意の下で参加し行動して行けば、きっと暮らしやすい「まちづくり」ができるはず。おいらせ町では、町民と議会と行政が「協働」できるよう、仕組みをみんなと一緒に作り上げました。

## 「町民」が思っていること

## 「行政」が思っていること

地域の課題をどうやって解決したらいいんだろう？

いいことを思いついたけど、一人では無理だよなあ

町内会や各団体、企業のみならず何かやりたいね！

(平成21年4月スタート)

### 自治基本条例

この条例で、それぞれの思いが一つになりました。

● 自治基本条例とは ●

まちづくりの目的である「町民の幸せ」のために、もっとも大切な考え方、制度、しくみをまとめた「まちづくりの決まりごと集」です。そのため、「まちの憲法」とも呼ばれています。

町民と行政、議会の三者が力を合わせて、おいらせ町の未来を描くとき、そのよりどころとなるものです。豊かで幸せに満ちた地域社会を築くために、町民のみなさんにとっても、大切な条例です。いっしょに暮らしやすいおいらせ町をつくりましょう。

町民が何か困っていることがあるのかな？

制度改正をどのように町民に伝えようか？

町としてはこうしようと思ってるんだけど町民はどう思うかな？

町内会の活動をカバーする「〇〇地区地域づくり協議会」の設置

この協議会で、町内会を超えて地域が一つになります。

この組織の活動で協働による「みんなが納得するまちづくり」ができます。

# 〇〇地区協議会の設置によるまちづくりのイメージ図



町民と議会と行政の  
協働による自立した自治の実現

町内会

子ども会

議会

- ①町民の声を代弁します。
- ②行政運営の監視をします。



木ノ下小学校地区  
地域づくり協議会

甲洋小学校地区  
地域づくり協議会

参加・協力

参加・協力

行政

おいらせ町地域づくり連絡協議会  
(事務局：まちづくり防災課)

町では、小学校区単位で組織される各〇〇地区  
地域づくり協議会の設立及び活動を連携して  
サポートします。

- ①各地区の協議会へ「まちづくり交付金」を  
交付します。
- ②各地区の協議会へ  
「まちづくりアドバイス」  
をします。
- ③各地区の協議会へ  
「行政情報」を提供します。



百石小学校地区  
地域づくり協議会

下田小学校地区  
地域づくり協議会

連携

連携

連携

連携

事業所

木内々小学校地区  
地域づくり協議会

町民全員  
(個人)



老人  
クラブ

民生委員

女性団体

各種団体  
NPO

PTA

消防団

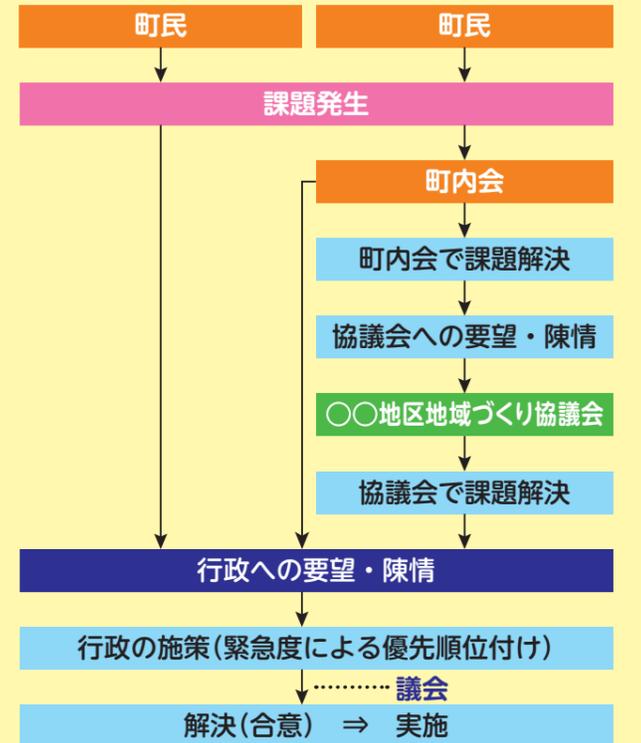


## 全員参加

各地区の地域づくり協議会は、町民全員参加の下、町内会の垣根を越えて地区内連携をします。

- ①地区内計画を策定し、様々な事業を展開します。
- ②地区内に存在する町内会や各団体の情報交換の場を提供します。
- ③地区と行政の相互協力に努めます。

## おいらせ町型 課題解決(合意)のための自治形態



## 補完性の原則

補完性の原則とは、家庭や地域でできることはそこに任せ、そこでできないことや効率の悪いものは、行政が補うという考え。

## 課題解決のしくみ

	個人	家庭	町内会	地域づくり協議会(小学校区)	町(行政)
	⇒	⇒	順に補完していく	⇒	⇒
自治の形態	自分のことは自分で行う、という 個人自治	個人で無理なことは家庭で行う、という 家庭自治	世帯単位の集まりで、現在組織化されている 町内会自治(住民自治)	顔が見える最大の範囲で形成される 地域自治	町の全体的、総合的な推進を担う 団体自治
意見徴収方法		家族会議など	町内会総会など	地域づくり協議会総会など	行政推進委員会 町内会連合会 地域づくり協議会会議
活動拠点	個	家庭	集会施設	集会施設等	役場